

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

光市の総人口は、昭和59年の58,715人をピークに減少に転じ、国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、今後さらに人口減少が加速し、令和42年(2060年)には、3万人を割ることが予測されている。

本市は、鉄鋼・薬品の大手企業を中心とする基幹工業をはじめ、独自の技術や製品でグローバルに活躍する地域工業など、多様な事業所が数多く立地する、ものづくりのまちとしての一面を有している。

現在、減速する世界経済や競争の激化、また急速に進む人口減少等を背景に、本市における製造品出荷額や事業所数、従業者数は下落傾向にあるなど、工業をめぐる環境は厳しい状況となっている。商業・サービス業においては、コロナ禍によりインターネットを活用した新たな小売形態・消費形態が広がるなど、時代に即した環境変化への対応力を強化していくことが求められている。

こうした中、域内の中小企業数は減少傾向にあり、さらに人手不足、後継者不足等の課題にも直面しており、現状を放置すると本市の産業基盤の維持が困難となる状況である。

本市ではこれまで、企業誘致奨励制度の充実強化をはじめ、新しい事業展開等への支援や金融機関と連携した中小企業への経済・金融対策などを通じて、新たな企業の立地促進や市内の産業振興を図ってきた。引き続き、市内中小企業の生産性の抜本的な向上により、人手不足等に対応した事業基盤を構築する取組を支援していくことは、喫緊の課題である。

(2) 目標

中小企業等経営強化法第49条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、本市の基幹工業の一層の振興や地場企業の高度化をはじめ、魅力ある多様な商工業の創出や経営基盤の強化を支援する。

これを実現するため、計画期間中に15件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性(中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。)が年率3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

本市の産業は、製造業を中心に、農林水産業、小売業、サービス業と多岐に渡り、多様な業種が光市内の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

本市の産業は、市街地、駅周辺、臨海部、山間部と広域に立地している。これらの地域で、広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象区域は、本市内全域とする。

(2) 対象業種・事業

本市の産業は、製造業を中心に、農林水産業、小売業、サービス業と多岐に渡り、多様な業種が本市の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、本計画において対象とする業種は、全業種とする。

生産性向上に向けた事業者の取組は、新商品の開発、自動化の推進、IT導入による業務効率化、省エネの推進、市町村の枠を超えた海外市場等を見据えた連携など、多様である。したがって、本計画においては、労働生産性が年率3%以上に資すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

ただし、雇用の創出・安定を図る観点から、市内に事業所を有し、かつ、当該事業所において労働に従事する者が常駐する中小企業者のみを認定の対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

令和7年4月1日から令和9年3月31日までとする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間、又は5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

(1) 人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としないなど、雇用の安定に配慮する。

(2) 公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては、先端設備等導入計画の認定の対象としないなど、健全な地域経済の発展に配慮する。